

議第218号

滋賀県立青少年宿泊研修所の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成25年11月28日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県立青少年宿泊研修所の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県立青少年宿泊研修所の設置および管理に関する条例（昭和46年滋賀県条例第58号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項および第14条第6項中「者に対しては」を「ときは」に改める。

別表中「980」を「1,060」に、「560」を「600」に、「430」を「460」に、「1,170」を「1,260」に、「240」を「260」に、「480」を「520」に、「610」を「660」に、「860」を「930」に、「1,350」を「1,460」に、「570」を「620」に、「25歳」を「または25歳」に改め、「または65歳以上の者」を削り、「740」を「800」に、「970」を「1,050」に改め、同表中注6を注7とし、注5を注6とし、注4を注5とし、注3を注4とし、注2を注3とし、注2として次のように加える。

2 65歳以上の者および障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。）の宿泊については、この表に定める額の5割に相当する額とする。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。